

公告資料の一部訂正のお知らせ

本事業に係る公告資料については、下記のとおり訂正致しますので、お知らせ致します。

事業名： 国営常陸海浜公園プレジャーガーデンエリア改修・設置・管理運営事業
 公告日： 平成29年11月6日

新旧対照表 (赤枠の部分は訂正部分)

1 / 7

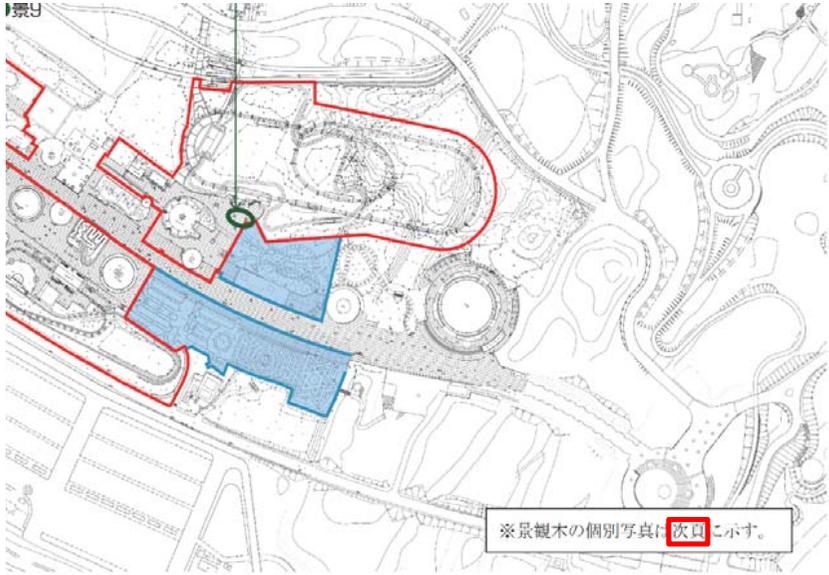
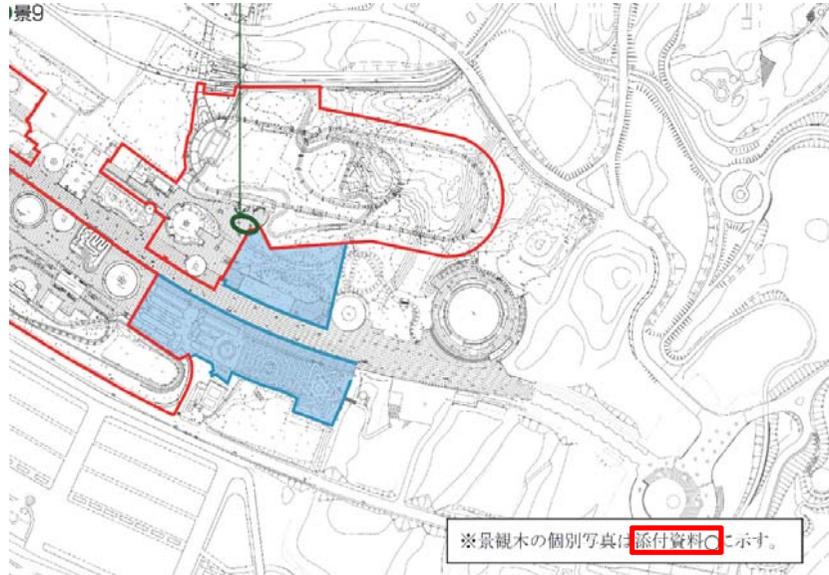
訂正後	訂正前	訂正日																				
<p>要求水準書(案) 別紙10 P1 固定式ゴミ箱の一覧</p> <p>固定式ゴミ箱の一覧</p> <table border="1" data-bbox="138 687 1003 762"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>種別</th> <th>寸法</th> <th>備考</th> <th>基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ゴミ箱</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基数は、事業区域内の固定式ゴミ箱の基数。 ※固定式ゴミ箱の位置については、別紙4「測量図」を参照すること。</p>	No.	種別	寸法	備考	基数	1	ゴミ箱	—	—	7	<p>要求水準書(案) 別紙10 P1 固定式ゴミ箱の一覧</p> <p>固定式ゴミ箱の一覧</p> <table border="1" data-bbox="1057 687 1921 762"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>種別</th> <th>寸法</th> <th>備考</th> <th>基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ゴミ箱</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基数は、事業区域内の固定式ゴミ箱の基数。 ※固定式ベンチの位置については、別紙4「測量図」を参照すること。</p>	No.	種別	寸法	備考	基数	1	ゴミ箱	—	—	7	<p>平成29年11月6日</p>
No.	種別	寸法	備考	基数																		
1	ゴミ箱	—	—	7																		
No.	種別	寸法	備考	基数																		
1	ゴミ箱	—	—	7																		

訂正後	訂正前	訂正日																																																																																				
<p>要求水準書(案) 別紙11 P2 ■別表:設備の整備維持管理に関する業務区分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">細目</th> <th colspan="2">既存施設</th> <th colspan="2">事業者事由の改修</th> </tr> <tr> <th>設置</th> <th>管理</th> <th>設置</th> <th>管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">汚水排水・雨水排水</td> <td>事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は柵に至る管</td> <td>国・事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>第一マンホール又は柵以下下流</td> <td>国</td> <td>管理センター</td> <td>事業者</td> <td>管理センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水</td> <td>量水器又は止水弁を含む事業区域内の施設側</td> <td>国・事業者</td> <td>事業者※1</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>上記より幹線側</td> <td>国</td> <td>管理センター</td> <td>事業者</td> <td>管理センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気※2</td> <td>事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤</td> <td>国・事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>国</td> <td>管理センター</td> <td>事業者</td> <td>管理センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:ファミリーパークゴルフ及びバスターゴルフ場については、井水管は国管理とし、散水栓を事業者管理とする。 ※2:国有財産に接続するケーブルは国管理、事業者が所有する施設に接続するケーブルは事業者管理とする。 なお、ケーブルが主要園路等の事業区域外を横断する場合は、都市公園法第5条に基づく設置管理許可を得ること。 また、受変電設備の新設等を伴う改修を行う場合は、管理区分について国と協議すること。</p>	細目	既存施設		事業者事由の改修		設置	管理	設置	管理	汚水排水・雨水排水	事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は柵に至る管	国・事業者	事業者	事業者	事業者	第一マンホール又は柵以下下流	国	管理センター	事業者	管理センター	給水	量水器又は止水弁を含む事業区域内の施設側	国・事業者	事業者※1	事業者	事業者	上記より幹線側	国	管理センター	事業者	管理センター	電気※2	事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤	国・事業者	事業者	事業者	事業者	上記以外	国	管理センター	事業者	管理センター	<p>要求水準書(案) 別紙11 P2 ■別表:設備の整備維持管理に関する業務区分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">細目</th> <th colspan="2">既存施設</th> <th colspan="2">事業者事由の改修</th> </tr> <tr> <th>設置</th> <th>管理</th> <th>設置</th> <th>管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">汚水排水・雨水排水</td> <td>事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は柵に至る管</td> <td>国・事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>第一マンホール又は柵以下下流</td> <td>国</td> <td>管理センター</td> <td>事業者</td> <td>管理センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水</td> <td>量水器又は止水弁を含む事業区域内の施設側</td> <td>国・事業者</td> <td>事業者※</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>上記より幹線側</td> <td>国</td> <td>管理センター</td> <td>事業者</td> <td>管理センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気</td> <td>事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤</td> <td>国・事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>国</td> <td>管理センター</td> <td>事業者</td> <td>管理センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ファミリーパークゴルフ及びバスターゴルフ場については、井水管は国管理とし、散水栓を事業者管理とする。</p>	細目	既存施設		事業者事由の改修		設置	管理	設置	管理	汚水排水・雨水排水	事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は柵に至る管	国・事業者	事業者	事業者	事業者	第一マンホール又は柵以下下流	国	管理センター	事業者	管理センター	給水	量水器又は止水弁を含む事業区域内の施設側	国・事業者	事業者※	事業者	事業者	上記より幹線側	国	管理センター	事業者	管理センター	電気	事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤	国・事業者	事業者	事業者	事業者	上記以外	国	管理センター	事業者	管理センター	<p>平成29年11月6日</p>
細目		既存施設		事業者事由の改修																																																																																		
	設置	管理	設置	管理																																																																																		
汚水排水・雨水排水	事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は柵に至る管	国・事業者	事業者	事業者	事業者																																																																																	
	第一マンホール又は柵以下下流	国	管理センター	事業者	管理センター																																																																																	
給水	量水器又は止水弁を含む事業区域内の施設側	国・事業者	事業者※1	事業者	事業者																																																																																	
	上記より幹線側	国	管理センター	事業者	管理センター																																																																																	
電気※2	事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤	国・事業者	事業者	事業者	事業者																																																																																	
	上記以外	国	管理センター	事業者	管理センター																																																																																	
細目	既存施設		事業者事由の改修																																																																																			
	設置	管理	設置	管理																																																																																		
汚水排水・雨水排水	事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は柵に至る管	国・事業者	事業者	事業者	事業者																																																																																	
	第一マンホール又は柵以下下流	国	管理センター	事業者	管理センター																																																																																	
給水	量水器又は止水弁を含む事業区域内の施設側	国・事業者	事業者※	事業者	事業者																																																																																	
	上記より幹線側	国	管理センター	事業者	管理センター																																																																																	
電気	事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤	国・事業者	事業者	事業者	事業者																																																																																	
	上記以外	国	管理センター	事業者	管理センター																																																																																	

訂正後	訂正前	訂正日
<p>事業契約書(案) P32 別紙3 本施設の設置管理許可書(案) 5. (1) 3)経費の負担等</p> <p>施設管理運営のために必要とする経費(光熱水費等)は、許可受者の負担とする。ただし、園地、トイレ、休憩施設・サイン・植栽等の料金収入を伴わない公園施設の管理運営のために必要とする光熱水費は、<u>国の負担を基本とする</u>が、<u>明確に費用を区分できない場合は事務所に協議するものとする。</u></p>	<p>事業契約書(案) P32 別紙3 本施設の設置管理許可書(案) 5. (1) 3)経費の負担等</p> <p>施設管理運営のために必要とする経費(光熱水費等)は、許可受者の負担とする。</p>	<p>平成29年11月6日</p>

訂正後	訂正前	訂正日																																																												
<p>募集要項 P12 6. (1)選定スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="136 363 954 847"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年 7 月 6 日～7 月 12 日</td> <td>募集要項等に関する現地見学会申込受付</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 7 月 6 日～7 月 20 日</td> <td>第一次審査に関する質問受付</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 7 月 6 日～8 月 3 日</td> <td>募集要項等に関する質問受付</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 7 月 18 日</td> <td>募集要項等に関する現地見学会</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 8 月 10 日</td> <td>第一次審査に関する質問回答</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 9 月 1 日</td> <td>募集要項等に関する質問回答</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 9 月 22 日</td> <td>第一次審査書類の提出期限</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>平成 29 年 10 月 13 日</td> <td>第一次審査結果の通知</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 10 月 17 日～12 月 4 日(予定)</td> <td>競争的対話</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 12 月 25 日(予定)</td> <td>事業契約書(案)、要求水準書(案)等の修正</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 1 月 23 日(予定)</td> <td>第二次審査書類の提出期限</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 4 月(予定)</td> <td>優先交渉権者の選定</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 6 月(予定)</td> <td>基本協定の締結</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 8 月(予定)</td> <td>事業契約の締結</td> </tr> </tbody> </table>	日程	内容	平成 29 年 7 月 6 日～7 月 12 日	募集要項等に関する現地見学会申込受付	平成 29 年 7 月 6 日～7 月 20 日	第一次審査に関する質問受付	平成 29 年 7 月 6 日～8 月 3 日	募集要項等に関する質問受付	平成 29 年 7 月 18 日	募集要項等に関する現地見学会	平成 29 年 8 月 10 日	第一次審査に関する質問回答	平成 29 年 9 月 1 日	募集要項等に関する質問回答	平成 29 年 9 月 22 日	第一次審査書類の提出期限	平成 29 年 10 月 13 日	第一次審査結果の通知	平成 29 年 10 月 17 日～12 月 4 日(予定)	競争的対話	平成 29 年 12 月 25 日(予定)	事業契約書(案)、要求水準書(案)等の修正	平成 30 年 1 月 23 日(予定)	第二次審査書類の提出期限	平成 30 年 4 月(予定)	優先交渉権者の選定	平成 30 年 6 月(予定)	基本協定の締結	平成 30 年 8 月(予定)	事業契約の締結	<p>募集要項 P12 6. (1)選定スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="1061 363 1879 847"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年 7 月 6 日～7 月 12 日</td> <td>募集要項等に関する現地見学会申込受付</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 7 月 6 日～7 月 20 日</td> <td>第一次審査に関する質問受付</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 7 月 6 日～8 月 3 日</td> <td>募集要項等に関する質問受付</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 7 月 18 日</td> <td>募集要項等に関する現地見学会</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 8 月 10 日</td> <td>第一次審査に関する質問回答</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 9 月 1 日</td> <td>募集要項等に関する質問回答</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 9 月 22 日</td> <td>第一次審査書類の提出期限</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>平成 29 年 10 月 16 日</td> <td>第一次審査結果の通知</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 10 月 17 日～12 月 4 日(予定)</td> <td>競争的対話</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 12 月 25 日(予定)</td> <td>事業契約書(案)、要求水準書(案)等の修正</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 1 月 23 日(予定)</td> <td>第二次審査書類の提出期限</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 4 月(予定)</td> <td>優先交渉権者の選定</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 6 月(予定)</td> <td>基本協定の締結</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 8 月(予定)</td> <td>事業契約の締結</td> </tr> </tbody> </table>	日程	内容	平成 29 年 7 月 6 日～7 月 12 日	募集要項等に関する現地見学会申込受付	平成 29 年 7 月 6 日～7 月 20 日	第一次審査に関する質問受付	平成 29 年 7 月 6 日～8 月 3 日	募集要項等に関する質問受付	平成 29 年 7 月 18 日	募集要項等に関する現地見学会	平成 29 年 8 月 10 日	第一次審査に関する質問回答	平成 29 年 9 月 1 日	募集要項等に関する質問回答	平成 29 年 9 月 22 日	第一次審査書類の提出期限	平成 29 年 10 月 16 日	第一次審査結果の通知	平成 29 年 10 月 17 日～12 月 4 日(予定)	競争的対話	平成 29 年 12 月 25 日(予定)	事業契約書(案)、要求水準書(案)等の修正	平成 30 年 1 月 23 日(予定)	第二次審査書類の提出期限	平成 30 年 4 月(予定)	優先交渉権者の選定	平成 30 年 6 月(予定)	基本協定の締結	平成 30 年 8 月(予定)	事業契約の締結	<p>平成29年9月1日</p>
日程	内容																																																													
平成 29 年 7 月 6 日～7 月 12 日	募集要項等に関する現地見学会申込受付																																																													
平成 29 年 7 月 6 日～7 月 20 日	第一次審査に関する質問受付																																																													
平成 29 年 7 月 6 日～8 月 3 日	募集要項等に関する質問受付																																																													
平成 29 年 7 月 18 日	募集要項等に関する現地見学会																																																													
平成 29 年 8 月 10 日	第一次審査に関する質問回答																																																													
平成 29 年 9 月 1 日	募集要項等に関する質問回答																																																													
平成 29 年 9 月 22 日	第一次審査書類の提出期限																																																													
平成 29 年 10 月 13 日	第一次審査結果の通知																																																													
平成 29 年 10 月 17 日～12 月 4 日(予定)	競争的対話																																																													
平成 29 年 12 月 25 日(予定)	事業契約書(案)、要求水準書(案)等の修正																																																													
平成 30 年 1 月 23 日(予定)	第二次審査書類の提出期限																																																													
平成 30 年 4 月(予定)	優先交渉権者の選定																																																													
平成 30 年 6 月(予定)	基本協定の締結																																																													
平成 30 年 8 月(予定)	事業契約の締結																																																													
日程	内容																																																													
平成 29 年 7 月 6 日～7 月 12 日	募集要項等に関する現地見学会申込受付																																																													
平成 29 年 7 月 6 日～7 月 20 日	第一次審査に関する質問受付																																																													
平成 29 年 7 月 6 日～8 月 3 日	募集要項等に関する質問受付																																																													
平成 29 年 7 月 18 日	募集要項等に関する現地見学会																																																													
平成 29 年 8 月 10 日	第一次審査に関する質問回答																																																													
平成 29 年 9 月 1 日	募集要項等に関する質問回答																																																													
平成 29 年 9 月 22 日	第一次審査書類の提出期限																																																													
平成 29 年 10 月 16 日	第一次審査結果の通知																																																													
平成 29 年 10 月 17 日～12 月 4 日(予定)	競争的対話																																																													
平成 29 年 12 月 25 日(予定)	事業契約書(案)、要求水準書(案)等の修正																																																													
平成 30 年 1 月 23 日(予定)	第二次審査書類の提出期限																																																													
平成 30 年 4 月(予定)	優先交渉権者の選定																																																													
平成 30 年 6 月(予定)	基本協定の締結																																																													
平成 30 年 8 月(予定)	事業契約の締結																																																													

訂正後						訂正前						訂正日																																																																																						
要求水準書(案) 別紙11 P2 ■別表:設備の整備維持管理に関する業務区分						要求水準書(案) 別紙11 P2 ■別表:設備の整備維持管理に関する業務区分						平成29年9月1日																																																																																						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">細目</th> <th colspan="2">既存施設</th> <th colspan="2">事業者事由の改修</th> </tr> <tr> <th>設置</th> <th>管理</th> <th>設置</th> <th>管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">汚水排水・雨水排水</td> <td>事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は樹に至る管</td> <td style="border: 2px solid red;">国・事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>第一マンホール又は樹以下下流</td> <td>国</td> <td>管理センター</td> <td>事業者</td> <td>管理センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水</td> <td style="border: 2px solid red;">量水器又は止水弁を含む事業区域内の施設側</td> <td style="border: 2px solid red;">国・事業者</td> <td style="border: 2px solid red;">事業者※</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>上記より幹線側</td> <td>国</td> <td>管理センター</td> <td>事業者</td> <td>管理センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気</td> <td>事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤</td> <td style="border: 2px solid red;">国・事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>国</td> <td>管理センター</td> <td>事業者</td> <td>管理センター</td> </tr> </tbody> </table>							細目	既存施設		事業者事由の改修			設置	管理	設置	管理	汚水排水・雨水排水	事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は樹に至る管	国・事業者	事業者	事業者	事業者	第一マンホール又は樹以下下流	国	管理センター	事業者	管理センター	給水	量水器又は止水弁を含む事業区域内の施設側	国・事業者	事業者※	事業者	事業者	上記より幹線側	国	管理センター	事業者	管理センター	電気	事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤	国・事業者	事業者	事業者	事業者	上記以外	国	管理センター	事業者	管理センター	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">細目</th> <th colspan="2">既存施設</th> <th colspan="2">事業者事由の改修</th> </tr> <tr> <th>設置</th> <th>管理</th> <th>設置</th> <th>管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">汚水排水・雨水排水</td> <td>事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は樹に至る管</td> <td style="border: 2px solid red;">事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>第一マンホール又は樹以下下流</td> <td>国</td> <td>管理センター</td> <td>事業者</td> <td>管理センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水</td> <td style="border: 2px solid red;">量水器を含む事業区域内の施設側</td> <td style="border: 2px solid red;">事業者</td> <td style="border: 2px solid red;">事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>上記より幹線側</td> <td>国</td> <td>管理センター</td> <td>事業者</td> <td>管理センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気</td> <td>事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤</td> <td style="border: 2px solid red;">事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>国</td> <td>管理センター</td> <td>事業者</td> <td>管理センター</td> </tr> </tbody> </table>							細目	既存施設		事業者事由の改修		設置	管理	設置	管理	汚水排水・雨水排水	事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は樹に至る管	事業者	事業者	事業者	事業者	第一マンホール又は樹以下下流	国	管理センター	事業者	管理センター	給水	量水器を含む事業区域内の施設側	事業者	事業者	事業者	事業者	上記より幹線側	国	管理センター	事業者	管理センター	電気	事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤	事業者	事業者	事業者	事業者	上記以外	国	管理センター	事業者	管理センター
	細目	既存施設		事業者事由の改修																																																																																														
		設置	管理	設置	管理																																																																																													
汚水排水・雨水排水	事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は樹に至る管	国・事業者	事業者	事業者	事業者																																																																																													
	第一マンホール又は樹以下下流	国	管理センター	事業者	管理センター																																																																																													
給水	量水器又は止水弁を含む事業区域内の施設側	国・事業者	事業者※	事業者	事業者																																																																																													
	上記より幹線側	国	管理センター	事業者	管理センター																																																																																													
電気	事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤	国・事業者	事業者	事業者	事業者																																																																																													
	上記以外	国	管理センター	事業者	管理センター																																																																																													
	細目	既存施設		事業者事由の改修																																																																																														
		設置	管理	設置	管理																																																																																													
汚水排水・雨水排水	事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は樹に至る管	事業者	事業者	事業者	事業者																																																																																													
	第一マンホール又は樹以下下流	国	管理センター	事業者	管理センター																																																																																													
給水	量水器を含む事業区域内の施設側	事業者	事業者	事業者	事業者																																																																																													
	上記より幹線側	国	管理センター	事業者	管理センター																																																																																													
電気	事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤	事業者	事業者	事業者	事業者																																																																																													
	上記以外	国	管理センター	事業者	管理センター																																																																																													
※ファミリーパークゴルフ及びバターゴルフ場については、井水管は国管理とし、散水栓を事業者管理とする。																																																																																																		

訂正後	訂正前	訂正日
<p>要求水準書(案) 別紙16 P1 景観木の指定図</p>  <p>※景観木の個別写真は 次頁 に示す。</p>	<p>要求水準書(案) 別紙16 P1 景観木の指定図</p>  <p>※景観木の個別写真は 添付資料C に示す。</p>	<p>平成29年9月1日</p>

訂正後	訂正前	訂正日
<p>事業契約書(案) P11 第35条第4項</p> <p>事業者の責めに帰すべき事由により、各改修工事の完了が各改修・設置期間より遅延した場合、事業者は、実際に各改修工事を完了し、その対象施設を国に引き渡した日までの期間(両端日を含む。)において、<u>対象施設についての投資額(様式6-3 II キャッシュフロー表 15-2.国有財産に関する投資及び15-3.民間所有施設に関する投資の平成31年度及び平成32年度の総和)に、国の債権に関する延納利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて、日割り計算により支払うものとする。</u></p> <p>P11 第35条第5項(追加)</p> <p><u>事業者の責めに帰すべき事由により、PFI主契約施設のうち民間所有施設の各改修・設置工事の完了が各改修・設置期間より遅延した場合、事業者は、実際に各改修・設置工事を完了した日までの期間(両端日を含む。)において、第4項に規定する遅延損害金を支払うものとする。</u></p> <p>P11 第35条第6項(追加)</p> <p><u>第4項及び第5項の対象施設のうち、要求水準書において個別に供用開始日を定める施設について、各改修・設置工事の完了が供用開始日より遅延した場合、事業者は、実際に各改修・設置工事を完了した日までの期間(両端日を含む。)において、第4項及び第5項に規定する遅延損害金を支払うものとする。</u></p>	<p>事業契約書(案) P11 第35条第4項</p> <p>事業者の責めに帰すべき事由により、各改修工事の完了が各改修・設置期間より遅延した場合、事業者は、実際に各改修工事を完了し、その対象施設を国に引き渡した日までの期間(両端日を含む。)において、<u>第67条に定める遅延利息の割合による金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて、日割り計算により支払うものとする。</u></p>	<p>平成29年9月1日</p>